

港区立みなと科学館指定管理者公募要項等に関する質問への回答

質問番号	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	職員体制について	公募要項	5 ページ	Ⅱ 1(4)職員体制 カ 施設管理に関する職員 上記について、設備管理及び使用料のキャッシュレス対応等の業務内容について、想定があればお示しください。	来館者のキャッシュレス対応、キャッシュレス端末に不具合等が起こった時の対応、PFI事業者と連携した設備の不具合等への対応をお願いします。
2	不可抗力によるリスク分担について	公募要項	9 ページ	Ⅱ 3(6)区と指定管理者の役割及び管理責任の分担 イ 管理責任の分担 10 不可抗力 上記について、社会情勢等の不可抗力を起因とした、物価変動に伴う経費の増加が発生した場合、区と指定管理者で相互協議するという認識でよいですか。	ご認識のとおりです。
3	業務基準書について	業務基準書	4 ページ	4(6)使用料等の収納に関する業務 エ キャッシュレス決済により収納した場合は、キャッシュレス決済端末からの売上表を発行し、領収書は発行しないこと 上記について、キャッシュレス決済端末から、売上票や利用明細書が発行されるという認識でよいですか。	ご認識のとおりです。
4	業務基準書について	業務基準書	5 ページ	4(7)使用料の還付に関する業務 上記について、還付業務を行うに際し、還付金は区から指定管理料とは別に、交付されるという上記について、設備管理及びキャッシュレス対応等の業務内容について、想定があればお示しください。 また、還付金の金額について決まりがあればお示しください。	来館者に還付をし、現金出納簿に出納記録をつけ、区に清算を報告してください。還付金は10,000円を想定しています。
5	業務基準書について	業務基準書	6 ページ	5(2) 区有施設等安全点検及び点検報告の内、エレベーターの日常点検確認、昇降機の保守点検、の記載がありますが、本指定管理業務において、エレベーターの日常点検や保守点検は、仕様書上、PFI事業者となっているため、指定管理事業者の業務範囲外という認識でよいですか。	ご認識のとおりです。
6	業務基準書について	業務基準書	7 ページ	5(2) 防犯カメラの運用又は保守点検、の記載がありますが、本指定管理業務において、防犯カメラの運用及び保守点検は、仕様書上、指定管理業務に含まれておらず、指定管理事業者の業務範囲外という認識でよいですか。	ご認識のとおりです。
7	再委託を予定している業務について	様式15		記入欄が不足する場合は適宜追加してください、と記載がありますが、枚数指定があればお示しください。	枚数指定はありませんが、指定管理業務の全部又は主たる部分については再委託は禁止されていますのでご注意ください。
8	使用料について	公募要項	2 ページ	I 3(7) 「区では定期的(5年を目途)に使用料の改訂要否を検討することとしています。」とありますが、次期検討時期の想定はありますか。	使用料の改定については、令和6年度に実施時期を検討します。
9	学校団体等の利用について	公募要項	5 ページ	Ⅱ 1(4) 学校団体等の利用に際して、大型バスの来館利用があると思われませんが、その場合、バスの駐車、乗降可能な場所はありますか。	バスで来館する場合は桜田通りで乗降し、近隣の駐車場に停めていただきます。
10	職員体制について	公募要項	5 ページ	Ⅱ 1(4) 学校等の団体利用の際、児童・生徒の安全が確保される体制を取るのには、科学館専有部のみで、その他複合施設内の他エリア、敷地外は、対象外という認識でよろしいでしょうか。	原則対象外となりますが、複合施設のため、緊急時は他の施設と連携して対応をお願いします。
11	施設の維持管理について	公募要項	5 ページ	Ⅱ 2(1) 「維持管理業務にあたっては、PFI事業者と情報共有し、日常的に連携を図ってください。」とありますが、PFI事業者と情報共有できる機会や会議などは定期的を実施していますでしょうか。	複合施設のため、施設管理は日常的にPFI事業者と情報共有することに努めてください。なお、月に一度協議会を実施しているため、区を通じて協議も可能です。
12	運営経費等に関する事項 指定管理料の支払いについて	公募要項	10 ページ	Ⅱ 4(1) プラネタリウムの長期保全計画に関して、当初計画から金額や計画時期が変更となった場合、指定管理料の支払いに関する協議をすることは可能でしょうか。	協議をすることは可能です。
13	運営経費等に関する事項 指定管理料の支払いについて (光熱水費)	公募要項	10 ページ	Ⅱ 4(1) 光熱水費について、予算が区と実績額の差額(余剰金)を清算するとなっていますが、実績額が予算を上回ってしまった(不足金が生ずる)場合、協議ということではよろしいでしょうか。	協議をすることは可能です。
14	運営経費等に関する事項 指定管理料の支払いについて (事業運営費、施設管理経費)	公募要項	11 ページ	Ⅱ 4(1) 当該経費にて清算はなしとのことですが、過年度において清算していないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	運営経費等に関する事項 備品購入の取扱いについて	公募要項	12 ページ	Ⅱ 4(3) 「1点予定価格5万円(税込)を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、無償で貸与します。」ということですが、ご開示いただいている備品リスト以外の備品調達について、提案書及び事業計画書により新たな調達は可能ということではよろしいでしょうか。	新たな備品の調達は可能です。
16	業務の引継ぎ等について	公募要項	24 ページ	Ⅳ 4 科学館のホームページ、SNSは引継ぎ対象でしょうか。引継ぎの場合、係る経費の負担はどくなるかをお示しいただけますでしょうか。	引継ぎ対象です。費用については、別途委託契約を締結するため区が支払いを行います。
17	業務仕様書のプラネタリウムに関する各事業の実施について	公募要項	1 ページ	I 1 次期指定管理が始まった際に、投影可能な番組プログラム数をお示しいただけますでしょうか。	港区として所有しているのは、「港区の時刻」等の4番組ですが、番組のプログラム内容や数については指定がありませんので提案してください。

港区立みなと科学館指定管理者公募要項等に関する質問への回答

質問番号	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
18	業務仕様書の施設の維持管理について	業務仕様書	2ページ	4(5) プラネタリウムの投影機の型番をお示しいただけますでしょうか。また、プラネタリウムに関する長期保全計画をお示しいただけますでしょうか。	光学式プラネタリウム ORPHEUS デジタルプラネタリウム投影システム VIRTUAL X です。長期保全計画は添付のとおりですが、投影時間等により必ずしも計画通りの修繕とはならない場合もありますのでご了承の上でご確認ください。
19	使用料改定について	公募要項	2ページ	I 3(7) 「区では定期的(5年を目途)に使用料の改定要否を検討することとしています。」とありますが、入館者数への影響も考えられますので、次回検討の時期と、現時点での改定の可能性を教えてくださいませんか。	使用料の改定については、令和6年度に実施時期を検討します。
20	貸切利用の場合の使用料について	公募要項	2ページ	I 3(7) 貸切利用の場合の使用料について、以下に3点質問を記載いたします。 ①リハーサルのための使用料や付帯設備の使用料等は含まれるでしょうか。 ②編集作業等で指定管理者に時間外業務が発生した場合、人件費等について、指定管理者から使用者に請求できますでしょうか。 ③貸切利用回数は月3回まで等の上限はありますか。	①公募要項2ページのとおり1回につき1時間58,000円になりますので、リハーサル等を行う時間は含まれていません。また、マイク等の付帯設備は別途使用料を設けていません。 ②使用者には請求できません。 ③上限は設けていません。
21	職員の配置について	公募要項	4ページ	II 1(4) 「事業を実施するために必要な知識」とは何か資格を取得しているなどの評価指標はありますか。	資格の取得は必要ありませんが、業務に支障がないよう必要な知識又は経験等を有する職員の配置をお願いします。
22	プラネタリウム運営職員について	公募要項	5ページ	II 1(4) 「技能を有する職員を1名以上充てること」とありますが、例えば、生解説の投影実績を1年以上経験していることなど、具体的な技能についてご教示いただけますでしょうか。	技能については具体的に求めませんが、機器の操作や生解説に支障がない人員を配置してください。
23	プラネタリウム運営職員について	公募要項	5ページ	II 1(4) プラネタリウム運営職員は、教育普及に関する職員と同様に、本施設に専任された1名以上を常駐させた体制を取ることよろしいでしょうか。	常駐は求めませんが、提案していただくことは可能です。
24	管理責任の分担について	公募要項	8ページ	II 3(6) 「3 物価変動」について、指定管理者にのみ○がありますが、光熱水費の高騰や最低賃金の上昇に関わるリスクについては、P104(1)ア・イにある通り清算対象のため協議が可能であるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	運営経費等に関する事項 最低賃金水準額について	公募要項	11ページ	II 4(2) 貴区が発注する契約に係る最低賃金水準額は、月給制の職員にも同様に適用されるという認識でよろしいでしょうか。	添付の「港区指定管理者制度導入施設における最低賃金水準額に関する手引き」をご参照してください。
26	運営経費等に関する事項 最低賃金水準額について	公募要項	11ページ	II 4(2) 月給制(賞与あり)の場合、月給と賞与の合計額を月の平均収入に均し、月の労働時間で割ることにより時給を求めるという認識でよろしいでしょうか。	添付の「港区指定管理者制度導入施設における最低賃金水準額に関する手引き」をご参照してください。
27	運営経費等に関する事項 指定管理料の支払について	公募要項	11ページ	II 4(1) プラネタリウム機器のメーカーによる保守点検、座席保守費用は指定管理者の施設管理経費に含めるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	運営経費等に関する事項 指定管理料の支払について	公募要項	11ページ	II 4(1) プラネタリウムメーカーによる長期保全計画に関して、その経費(光学機器やプロジェクタ等の部材交換費等。保守点検以外の経費)については指定管理者の運営経費等に含まない、という認識でよろしいでしょうか。	指定管理者の運営経費に含まれますが、130万以上の保全にかかる経費の場合は区が負担します。
29	預金残高証明書について	公募要項	16ページ	III 1(5) ⑦預金残高証明書 預金残高証明書は写しの提出で差し支えないでしょうか。	写しの提出で構いません。
30	災害時協定について	公募要項	24ページ	IV 2(1) 配置人員の居住地に配慮が必要なのかといったことを把握しておきたいため、災害時協定について、開示できる範囲で情報をいただけないでしょうか。	募集要項で示した事項で締結する予定ですが、指定管理事業者と別途協議して決定します。配置人員の居住地の配慮は現時点では求めていません。
31	プラネタリウムに関する各種事業について	業務仕様書	1ページ	4(2) 「ウ 投影については解説員による星空に関する生解説を行うこと。」とありますが、一般投影及び学習投影の全ての投影で生解説を実施するという認識でよろしいでしょうか。また、特別投影や自主事業については、必ずしも生解説を実施する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	一般投影と学習投影については全ての投影で生解説をお願いします。特別投影と自主事業については必ずしも生解説を求めてはいません。
32	プラネタリウムのオリジナル番組について	業務仕様書	1ページ	4(2) プラネタリウムのオリジナル番組について、区の予算を使うため販売は不可という認識でよろしいでしょうか。	販売は不可です。
33	プラネタリウムのオリジナル番組について	業務仕様書	1ページ	4(2) 「エ みなと科学館のオリジナル番組を制作すること。」とありますが、科学分野に特化した番組を制作するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
34	プラネタリウムに関する各種事業について	業務仕様書	2ページ	4(2) 「カ 特別投影を行うこと。」について、(ア)音楽イベントや(イ)英語学習に関する投影について、貴区が求める最低限の要求回数をご教示いただけますでしょうか。	令和5年度は音楽イベントを2回実施し、英語学習に関する投影を10回実施を行いましたので、同規模の実施が望ましいと考えています。

港区立みなと科学館指定管理者公募要項等に関する質問への回答

質問番号	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
35	施設の維持管理について	業務仕様書	2 ページ	4 (5) 「イ プラネタリウムホールの座席清掃を年3回程度実施すること。」とありますが、座席清掃については、年3回シャンプークリーニングを実施するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
36	港区立みなと科学館の設置目的について	公募要項	1 ページ	全国の科学館は、自らが調査研究を行う事によって成果を広く一般に還元する手法をとる場合と、職員や組織としての研究は行わない場合がありますが、どちらのスタイルを目指されるのでしょうか？	調査研究機関ではないため、研究の実施の有無は求めておらず、あくまで条例に沿った目的で設置しています。
37	港区立みなと科学館の設置目的について	公募要項	1 ページ	調査研究に対する方針策定も管理者の裁量の範囲と見込んでよろしいでしょうか？	上記36の回答と同様、調査研究の方針策定は求めていません。必要な場合は指定管理者の裁量で策定してください。
38	港区立みなと科学館の設置目的について	公募要項	1 ページ	科学館職員や科学館で行った科学や教育に関する調査研究の成果のうち、公表されているものをお教えください。	調査研究機関ではないため、公表しているものはありません。
39	港区立みなと科学館の設置目的について	公募要項	1 ページ	調査研究を公表する紀要、研究報告書などは用意されていますか？	調査研究機関ではないため、用意していません。
40	港区立みなと科学館の設置目的について	公募要項	1 ページ	科学館は、組織的に教育センターの一部と見込んでよろしいでしょうか？	教育センターの一部ではなく、教育委員会が所管している施設になります。
41	事業運営について	公募要項	4 ページ	I 1 (1) プラネタリウムが天体の運行の投影となっている理由をお示し下さい。	みなと科学館が科学を体験することができる場を提供することにより、区民の科学への関心を高め、もって区民の教養の向上及び主体的な学びの意欲の増進に寄与するための施設であり、プラネタリウムは施設の一部となっているためです。
42	事業運営について	公募要項	4 ページ	I 1 (1) 科学的な内容を含まない芸術活動空間としてのドームの利用は推奨されますか？	業務基準書の基本方針にあるとおり、みなと科学館は科学を体験することができる場の提供を目的とした施設になるため、芸術活動空間としてプラネタリウムホールを利用することは推奨していません。
43	事業運営について	公募要項	4 ページ	科学に関して収集された情報や資料は公開されていますか？事業の中で、これまで、どのような活用がされていますか？	指定管理者が事業を展開する中で必要に応じて公開や活用をしています。
44	事業運営について	公募要項	4 ページ	収集された資料や図書の収蔵庫はありますか？ 使用可能な面積はどの程度見込めますか？	収蔵庫はありませんが、事務室や準備室の一部を活用していただくことは可能です。
45	事業運営について	公募要項	4 ページ	イベントや講座を実施するために、主に土日祝祭日に教育センターの会議室等を利用することは可能でしょうか？	原則不可です。ただし、やむを得ない場合は協議をすることが可能です。
46	事業運営について	公募要項	4 ページ	天体観望会を実施することは可能でしょうか？	ご提案いただければ可能です。
47	事業運営について	公募要項	4 ページ	II 1 (3) 自主事業の収入は、管理者の収入となりますか？	指定管理者の収入になります。
48	その他について			施設内に職員のロッカー室及び更衣室はありますか？	ロッカー室と更衣室はあります。
49	その他について			施設内に職員の休憩スペースはありますか？	休憩スペースはあります。
50	港区立みなと科学館の概要の利用対象者について	公募要項	2 ページ	大型バスの駐車可否など、団体案内の動線をご教示ください。	団体について、バスで来館する場合は桜田通りで乗降し、近隣の駐車場に停めていただきます。
51	港区立みなと科学館の概要の使用料について	公募要項	2 ページ	I 3 (7) 「ア 個人利用の場合の使用料」について、「区では定期的（5年を目途）に使用料の改定要否を検討することとしています。」とありますが、指定管理期間中の変更は可能かご教示ください。	使用料の改定については、令和6年度に実施時期を検討します。指定管理期間中に変更になる可能性もあります。なお、区が使用料の改定を行います。

港区立みなと科学館指定管理者公募要項等に関する質問への回答

質問番号	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
52	施設の維持管理業務について	公募要項	5 ページ	Ⅱ 2 (1) エ 「(イ) 1 件 130 万円以下の軽易な修繕及び整備」とあるが、想定される整備の具体的な内容について、ご教示ください。	常設展示の軽微な修繕が主になります。
53	施設の維持管理（安全・安心に関する業務）について	公募要項	6 ページ	Ⅱ 2 (2) 「ク 芝地区総合支所等との防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力すること。」とあるが、現在の訓練頻度や協力内容についてご教示ください。	今後、協議して内容等について決定していきます。
54	管理運営の基準（区と指定管理者の役割及び管理責任の分担）について	公募要項	8 ページ	Ⅱ 3 (6) 「イ 管理責任の分担 3 物価変動」について、近年の光熱水費の高騰や最低賃金の上昇を鑑み、物価変動に伴う経費の増加は協議可能としていただけますでしょうか。	協議をすることは可能です。
55	決定後の手続の災害時協定の締結について	公募要項	24 ページ	Ⅳ 2 (1) 災害時協定について、協定書案があればご開示ください。	募集要項で示した事項で締結する予定ですが、指定管理事業者と別途協議して決定します。
56	施設の維持管理について	業務基準書	3 ページ	4 (4) 「イ 物品等の取扱いに関する業務」について、現在イベント開催時に利用可能な機材リスト等をご開示ください。	主に「港区立みなと科学館備品一覧」が利用可能です。
57	使用料等の収納に関する業務について	業務基準書	4 ページ	4 (6) 「ケ 現金で収納した使用料は、指定する納付書により、区が指定する金融機関の翌営業日に払い込むこと。」とあるが、払い込み方法は納付書の他、指定口座への振り込み等の対応は可能でしょうか。	納付書での払込をお願いします。
58	プラネタリウムに関する各種事業の実施について	業務仕様書	1 ページ	4 (2) 次期指定管理期間中に投影可能なプラネタリウムの番組等をご開示ください。	港区として所有しているのは、「港区の時刻」等の4番組ですが、番組のプログラム内容や数については指定がありませんので提案してください。
59	業務内容について	業務仕様書	1 ページ	イベント等で発生する待機列は、現状ではどのように管理しているかご教示ください。	整理券を配布するなどの管理を行っていますが、事業者の運営にお任せします。
60	その他について	業務仕様書		運営上必要になる、休憩室や更衣室等がわかる図面をご開示ください。	添付のとおりとなります。事務室の中に休憩スペースを設置しています。
61	再委託を予定している業務について	様式15		「区の事前承認を得た場合に限り、再委託が可能です。」とありますが、再委託を予定している業務に関する事前承認は、都度申請して承認を得るといった認識で差し支えないでしょうか。	ご認識のとおりです。